

# 岩見沢市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和6年1月30日 火曜日 午後2時55分から  
午後3時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
委 員	森 一 男	(議席 19 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 24 番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 28 番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)

委員	坂野博之	(議席33番)
委員	尾田憲朗	(議席34番)
委員	日笠和良	(議席35番)
委員	佐々木利夫	(議席36番)

4. 欠席委員      委員      高田勝彦      (議席6番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	森田佳章
振興係長	船戸崇之

日笠代理  
議長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第1回総会を、開催いたします。

新年の第1回目の総会ですので、ここで「岩見沢市農業委員会憲章」の朗読をいたします。委員全員によるご唱和をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。はじめに私が「1つ農業委員会は」と読み上げますので、そのあと皆さんでご唱和をお願いいたします。(憲章唱和～表紙のとおり)

ご着席下さい。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号11番長井委員、12番今野委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてです。

1月4日に岩見沢市新年交礼会、10日に岩見沢市農民協議会新年交礼会がありました。

1月11日、美唄市で農業者年金協議会の研修会があり、委員13名と事務局2名が出席しています。

1月17日、JAいわみざわ地域農業再生協議会臨時総会があり、私と土井局長と船戸係長が参加しております。

1月22日、札幌市で全道農業者年金研究会があり、委員23名と事務局2名が出席しています。

1月24日、札幌市で女性農業委員の研修があり、米内山委員が参加しています。

以上で報告を終わります。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長  
議長  
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借67番外2件の賃借権の設定です。

次に、同ページ中段の表から6ページ別紙3の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権136番外16件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第209号で令和5年12月27日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案7ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案8ページ、照会番号1、文書番号日記第60号、照会年月日令和5年

12月14日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、昭和52年10月8日付で農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、準工業地域となっております。

次に、総会議案10ページ、照会番号2、文書番号日記第1号、照会年月日令和6年1月5日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可及び建物建築の制限については、無いものと確認しております。

議長 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長。  
議長 船戸係長。

それでは、総会議案12ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案13ページ、整理番号1番から2番については、他の農業者に売却することから解約するもので、1月5日に解約され、同日付で通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ、整理番号3番から5番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、1月5日に解約され、同日付で通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願ひ申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。日程7、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。  
議長 森田係長。

それでは、総会議案14ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は9件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が1件、使用貸借権の設定が8件でございます。

総会議案15ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、離農するため、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、

です。なお、申請地は1月16日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番から3番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、それぞれ所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は1月16日に日笠代理に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案16ページから17ページ、整理番号4番から9番は関連がありますの

で、一括してご説明いたします。貸主は、それぞれ借主の要望により農地の地上権を無償で貸し付けるもので、借主は、農地の地上権を無償で借り受け、営農型太陽光パネルを設置し、農業経営を継続するものです。なお、整理番号4番の申請地は1月16日に山田委員、整理番号5番の申請地は1月16日に松田委員、整理番号6番の申請地は1月16日に西村委員、整理番号7番の申請地は1月16日に森田委員、整理番号8番の申請地は1月16日に杉村委員、整理番号9番の申請地は1月16日に長森委員に、それぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

吉成委員長

最初に第1地区の説明をお願いいたします。吉成常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案19ページ、賃貸借70番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案20ページから30ページ、所有権153番から161番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議案31ページ、所有権162番は、譲渡人は、他の職業に従事しており、高齢で後継者もなく遠隔地に居住し耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。吉成常任委員長は自席にお戻りください。

森委員長

次に第2地区の説明をお願いいたします。森常任委員長。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案32ページ、賃貸借71番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案33ページから34ページ、所有権163番から164番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。森

常任委員長は自席にお戻りください。

山田委員長

次に第3地区の説明をお願いいたします。山田常任委員長。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案35ページから37ページ、所有権165番から167番の譲渡人は、病気で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。山田常任委員長は自席にお戻りください。

尾田委員長

次に第4地区の説明をお願いいたします。尾田常任委員長。

第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案38ページ、所有権168番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議案39ページ、所有権169番は、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。尾田常任委員長は自席にお戻りください。

川北委員長

次に第5地区の説明をお願いいたします。川北常任委員長。

第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案40ページから44ページ、賃貸借72番から76番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に議案45ページから46ページ、賃貸借77番から78番は、貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に議案47ページから52ページ、所有権170番から174番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に議案53ページ、所有権175番は、譲渡人は、遠隔地で耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。川北常任委員長は自席にお戻りください。

坂野委員長

次に第6地区の説明をお願いいたします。坂野常任委員長。

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案54ページから55ページ、賃貸借79番から80番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案56ページ、賃貸借81番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難な

め引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案57ページから58ページ、賃貸借82番から83番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案59ページ、所有権176番の譲渡人は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案60ページから61ページ、所有権177番から178番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議案62ページ、所有権179番の譲渡人は、遠隔地に居住しており、後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地等を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。坂野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。それでは、第7地区の説明をお願いいたします。杉村常任副委員長。

杉村副委員長 議案63ページから64ページ、所有権180番から181番の譲渡人は、農地を譲り渡して、規模縮小により経営の安定を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除します。杉村常任副委員長は自席にお戻りください。

日程9、議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長。

議長 船戸係長。

船戸係長 議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案66ページから67ページ、整理番号1番から13番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。日程10、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案68ページ、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案69ページ、整理番号1番、については、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続することを目的として、令和5年12月の農業委員会総会でご審議をいただき、令和6年1月10日付け空農務第2693号指令で転用許可を受けております。

申請理由は、当初太陽光発電により発電した電力を、家庭で使用できる電力に変換するパワーコンディショナーの設置場所を[ ]に設置する計画でしたが、接続する電柱が[ ]の方が近く、パワーコンディショナーから接続する電柱への送電線が短い方が漏電の確立も低く、コストも抑えられるため、当初の設置場所を変更し、新たに[ ]を追加する変更承認申請を行うものです。

変更は、農地転用事業完了に必要と認められ、事業計画を変更することによる周辺地域おける環境・農業等に及ぼす影響は変更前と同じであり、許可相当であり、やむを得ないものと認められます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月2月の総会ですが、2月28日(水)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。